

交 対 協 第 7 号

平成25年8月26日

宮城県交通安全対策協議会幹事 各位

宮城県交通安全対策協議会幹事長
(宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長)



平成25年度自転車の安全利用推進運動について（依頼）

交通安全対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年度宮城県交通安全県民運動実施要綱に基づき、本年9月1日から9月30日までの間、「自転車の安全利用推進運動」を実施しますので、本運動の推進について御配慮くださるようお願いいたします。



担当：宮城県震災復興・企画部
総合交通対策課交通安全班 野坂
電話：022-211-2438
FAX：022-211-2290

自転車は車の仲間です!

自転車安全利用五則を守って安全に走行しましょう。

自転車は、道路交通法では車両に含まれます。
歩道通行できる場合でも、歩行者が優先。
加害者になったら高額な賠償額を払えますか？



自転車での加害例

ケース1

女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を走行中、前方を歩行中の看護師に衝突。看護師には重大な障害(手足がしびれて歩行困難)が残った。

加害者本人(判決当時19歳)が賠償を命じられた。

(横浜地方裁判所：平成 17 年 11 月 25 日判決)

約5,000万円

賠償額は

ケース2

小学生がマウンテンバイクに乗り高速度で下り坂を走行していた際、散歩中の女性に衝突。女性は跳ね飛ばされて頭を打ち、意識不明の重体となった。

子どもに対する監督義務を十分に果たしていなかったと親が賠償を命じられた。

(神戸地方裁判所：平成 25 年 7 月 4 日判決)

約9,500万円

自転車も傷害保険に加入することができます。

自転車を定期的に点検整備し、万一の事態に備え、TSマーク付帯保険等、自転車の保険に加入しましょう。



～自転車も のれば車の なかまいり～

宮城県・宮城県警察



自転車安全利用五則

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

- 自転車は道路交通法上の車両で、道路を通行する場合、車道通行が原則です。
- 例外的に自転車が歩道を通行できる場合
 - ・ 「歩道通行可」の標識があるとき
 - ・ 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等が運転するとき
 - ・ 車道や交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき



② 車道は左側を通行

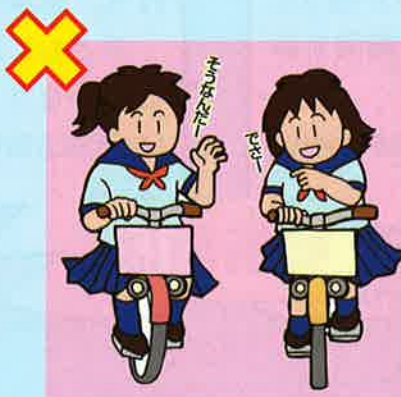
- 自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止です。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 歩道では、すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



⑤ 子どもはヘルメットを着用

- 児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



TSマーク付帯保険

自転車利用中の事故によるけがや、歩行者や他の自転車に衝突してけがを負わせた場合に対処できる保険です。

自転車安全整備店で点検整備（有料）を受け、それを証明するTSマークを自転車に添付してもらうと、傷害保険・賠償責任保険の2つがセットになった1年間の付帯保険がつきます。

マークの色によって保障内容が異なります。



青色TSマーク



赤色TSマーク